

項	行為の種類	号	基準の内容
第 21 項	広告物等の掲出、設置又は表示	●第 1 号	所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、当該広告物等（広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。）が次に掲げる基準に適合するものであること。
			イ 店舗、事務所、営業所その他の事業所の敷地内若しくは事業を行っている場所において掲出され、若しくは設置され、又は表示されるものであること。
			ロ 表示面の面積が 5 m ² 以下であり、かつ、同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の合計が 10 m ² 以下のものであること。
			ハ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが 5 m、広告物等を掲出し又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが 5 m（工作物に掲出し又は表示するものにあつては、当該工作物の高さ）以下のものであること。
			ニ 光源を用いる広告物等にあつては、次に掲げる基準に適合すること。
			(1) 照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。
			(2) 機関及び時間が必要最小限であると認められること。
		(3) 動光又は点滅を伴うものでないこと。	
		ホ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
		●第 2 号	店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行っている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号ニの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。
		前号ニ	光源を用いる広告物等にあつては、次に掲げる基準に適合すること。
		(1)	照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。
		(2)	機関及び時間が必要最小限であると認められること。
		(3)	動光又は点滅を伴うものでないこと。
		前号ホ	色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		イ	設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められること。
		ロ	広告物等の個々の表示面の面積が 1 m ² 以下であること。
		ハ	複数の内容を表示する広告物等にあつては、その表示面の面積の合計が 10 m ² 以下であること。
		ニ	広告物等を設置する場合にあつてはその高さが 5 m、広告物等を掲出し又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが 5 m 以下のものであること。
		ホ	既に複数の広告物等が掲出され、若しくは設置され、又は表示されている地域において行われるものにあつては、当該行為に伴う広告物等の集中により周辺の風致又は景観との調和を著しく乱すものでないこと。
		●第 3 号	指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第 1 号ニ及び前号ニの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。
		第 1 号ニ	光源を用いる広告物等にあつては、次に掲げる基準に適合すること。
		(1)	照明の範囲が必要最小限であると認められるものであること。
(2)	機関及び時間が必要最小限であると認められること。		
(3)	動光又は点滅を伴うものでないこと。		
第 1 号ホ	色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
前号ニ	広告物等を設置する場合にあつてはその高さが 5 m、広告物等を掲出し又は表示する場合にあつてはその表示面の高さ		

			が5 m以下のものであること。
	イ		表示面の面積が5 m ² （複数の内容を表示する広告物等にあつては、10 m ² ）以下であること。
	ロ		設置者名の表示面積が300 c m ² 以下であること。
	ハ		一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。
	●第4号		広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第1号ホ及び前号ハの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。
	第1号ホ		色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
	前号ハ		一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。
	イ		表示面積が300 c m ² 以下であること。
	ロ		商品名の表示がないものであること。
	ハ		設置者の営業内容の宣伝の文言を用いるものでないこと。
	●第5号		前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、救急病院、警察等特殊な用途の施設を示すために行われるもの、地域の年中行事等として一時的に行われるもの、地域住民に一定事項を知らしめるためのものであつて地方公共団体その他の公共的団体により行われるもの、社寺境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるもの又は保安の目的で行われるものであること。